六　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査に関すること。

［3～5　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令（平成十九年総務省令第百十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （郵便貯金法施行規則の廃止に伴う経過措置） **第四条**　［略］ 2　旧郵便貯金（整備法附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金をいう。）については、旧郵便貯金法施行規則第二条の規定は、施行日以後においても、その効力を有する。この場合において、同条中「日本郵政公社（以下「公社」という。）」とあるのは「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」という。）」と、「公社」とあるのは「機構」とする。 ［3～8　略］ 9　整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第六十九条に規定する地方公共団体に対する貸付けについては、旧郵便貯金法施行規則第二章（第七条第三項を除く。）の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同令第二章中「公社」とあるのは「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」と、同令第三条中「法」とあるのは「整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法」と、同令第七条第一項中「毎事業年度定めて通知する額」とあるのは「定めて通知した額」と、同条第二項第一号中「財政融資資金」とあるのは「整備法第九十条による改正前の財政融資資金」と、同令第十条及び第十一条第二項中「郵便貯金」とあるのは「地方貸付」と、「郵便局の窓口」とあるのは「営業所」と、同令第十七条の見出し中「取扱郵便局」とあるのは「取扱営業所」と、同条中「郵便局」とあるのは「営業所（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第十五条第一項の規定による委託を受けた者が当該委託を受けた業務を行う営業所をいう。）」とする。 （簡易生命保険法施行規則の廃止に伴う経過措置） **第九条**　整備法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号。以下「旧簡易生命保険法」という。）により効力が生じた旧簡易生命保険契約（整備法附則第三条第十一号に規定する旧簡易生命保険契約をいう。）及び整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法第八十八条に規定する地方公共団体に対する貸付けについては、この省令中附則第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法施行規則（以下「旧簡易生命保険法施行規則」という。）（第七条第三項及び第二十二条を除く。）の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧簡易生命保険法施行規則中「簡易生命保険法（以下「法」という。）」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号。以下「旧簡易生命保険法」	**附　則** （郵便貯金法施行規則の廃止に伴う経過措置） **第四条**　［同上］ 2　旧郵便貯金（整備法附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金をいう。）については、旧郵便貯金法施行規則第二条の規定は、施行日以後においても、その効力を有する。この場合において、同条中「日本郵政公社（以下「公社」という。）」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）」と、「公社」とあるのは「機構」とする。 ［3～8　同上］ 9　整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第六十九条に規定する地方公共団体に対する貸付けについては、旧郵便貯金法施行規則第二章（第七条第三項を除く。）の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同令第二章中「公社」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と、同令第三条中「法」とあるのは「整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法」と、同令第七条第一項中「毎事業年度定めて通知する額」とあるのは「定めて通知した額」と、同条第二項第一号中「財政融資資金」とあるのは「整備法第九十条による改正前の財政融資資金」と、同令第十条及び第十一条第二項中「郵便貯金」とあるのは「地方貸付」と、「郵便局の窓口」とあるのは「営業所」と、同令第十七条の見出し中「取扱郵便局」とあるのは「取扱営業所」と、同条中「郵便局」とあるのは「営業所（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第十五条第一項の規定による委託を受けた者が当該委託を受けた業務を行う営業所をいう。）」とする。 （簡易生命保険法施行規則の廃止に伴う経過措置） **第九条**　整備法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号。以下「旧簡易生命保険法」という。）により効力が生じた旧簡易生命保険契約（整備法附則第三条第十一号に規定する簡易生命保険契約をいう。）及び整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法第八十八条に規定する地方公共団体に対する貸付けについては、この省令中附則第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法施行規則（以下「旧簡易生命保険法施行規則」という。）（第七条第三項及び第二十二条を除く。）の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧簡易生命保険法施行規則中「簡易生命保険法（以下「法」という。）」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号。以下「旧簡易生命保険法」